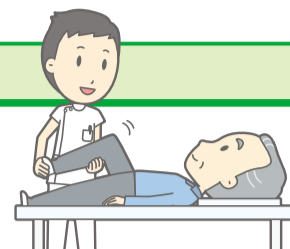


## 柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうの 受診は適切に

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうを接骨院や整骨院等において施術を受ける際には、症状等により医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。



医療保険の適用の可否	柔道整復	あんま・マッサージ	はり・きゅう
適用される場合	打撲、捻挫、肉離れ、骨折・脱臼（骨折・脱臼の場合は、緊急の時を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）	筋麻痺、関節拘縮等であって、医師の同意がある施術	神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症、頸椎(けいつい)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患であって、医師の同意がある施術
適用されない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に疲労回復が目的の施術</li> <li>・対象外の症状による施術</li> <li>・疾病予防のための施術</li> <li>・医師の同意がない施術(柔道整復においては骨折・脱臼の場合)など</li> </ul>		

### アンケートにご協力ください

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。  
(施術を受けることを控えていただく目的ではありません。)

## 交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則です。

ただし、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険証を使用して診療を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。

### 届け出が必要な場合の主な例

自動車(自転車)等による交通事故で受けたケガ



他人の飼っている動物によって受けたケガ



暴力行為により受けたケガ



## 交通事故などにあつたときは、 必ず市(区)町村と警察へ届け出をしましょう。

- 市(区)町村へ事故内容の連絡後、担当より届け出に必要な書類をご案内いたします。
- 交通事故の場合、警察(交通安全運転センター)から発行される「交通事故証明書」が必要となります。必ず警察にも事故の連絡をしてください。
- 示談をすると保険証が使えなくなる場合がありますので示談前にお住まいの市(区)町村へご連絡ください。